1. 賦課金の額

正組合員 1戸当たり 2,000円

2. 賦課の方法

令和6年6月1日を賦課基準日とする。

3. 徴収の時期

令和6年9月2日に徴収する。

4. 徴収の方法

貯金口座振替とする。

第4号議案

令和6年度における理事及び監事の報酬決定について

令和6年度の役員の報酬については、組合員代表者並びに学識経験者から構成されるJA信州うえ だ役員報酬審議会において、農業を取り巻く諸環境やJAの事業状況などを考慮し出された答申を踏 まえるとともに、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して下記の通りとする。

- 1. 令和6年度の理事の報酬は総額56,500千円以内とする。
 - 各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。また、理事の報酬額には、 従来どおり職員兼務理事の職員分給与は含まないものとする。なお、理事は26名です。
- 2. 令和6年度の監事の報酬は総額14,500千円以内とする。

各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。なお、監事は6名です。